

特定地方公共団体、有料・無料職業紹介事業者及び
無料船員職業紹介事業者の皆さまへ

職業紹介事業者の取り扱うことのできる雇用関係助成金制度について

「雇用関係助成金」については、労働力需給調整における民間の人材サービスの一層の活用を図る観点から、職業紹介事業者の皆様におかれましても、一定の実施条件に係る同意をいただいた旨を明らかにする同意書を都道府県労働局に提出していただくことにより、その取扱いを可能としているところです。

この取扱い対象助成金について、平成28年度補正予算の成立に伴い、特定求職者雇用開発助成金に「生活保護受給者等雇用開発コース」が追加され、雇用関係助成金を取り扱える職業紹介事業者がさらに増えることが期待されております。

雇用関係助成金の取扱いを行っていない事業者におかれましては、是非前向きなご検討をお願いいたします。

なお、雇用関係助成金を取り扱う職業紹介事業者の名称等については、厚生労働省ホームページに掲載し、事業主に対して周知を図っております。

雇用関係助成金の取扱いを希望する場合、一定の条件に従って適正な取扱いをすることについて同意する旨の同意書を主たる事務所（本店等）の所在地を管轄する都道府県労働局長に提出することにより、その取扱いを行うことができます。

取り扱うことのできる「雇用関係助成金」は

A 雇用給付金

- ・ 特定就職困難者雇用開発助成金
- ・ 高年齢者雇用開発特別奨励金
- ・ 被災者雇用開発助成金
- ・ **生活保護受給者等雇用開発コース【平成28年10月19日 新設】**
- ・ 地域雇用開発助成金（地域雇用開発奨励金）
- ・ トライアル雇用奨励金
- ・ 障害者トライアル雇用奨励金
- ・ 障害者初回雇用奨励金
- ・ 発達障害者・難治性疾患患者雇用開発助成金
- ・ 障害者雇用安定奨励金（障害者職場定着支援奨励金）

B 再就職給付金

- ・ 労働移動支援助成金（再就職支援奨励金）



雇用関係助成金に係る取扱いを行うための手続きは

雇用関係助成金の取扱いを行うための手続きは以下のとおりです。

同意書の提出

厚生労働省職業安定局長が定める項目(注1)について同意した上で、雇用関係助成金に係る取扱いを希望する職業紹介事業者は、「雇用関係助成金の取扱いに係る同意書」をその主たる事務所(本店等)の最寄りの都道府県労働局長あて(注2)提出してください。

複数の事業所で雇用関係助成金に係る取扱いを希望する場合は、その事業所分を取りまとめて一つの同意書として提出してください。

- (注1)・雇用関係助成金の支給に関し、虚偽の記載を行った書類の提出や発行など、自ら不正行為を行わないこと。
- ・事業主及び求職者に対して、取扱いを希望する雇用給付金制度の説明及び周知を行うこと。
 - ・雇用給付金の対象労働者をその紹介により就職させたときは、雇用関係助成金事務取扱手引の手續に従い、定められた期限内に、書類の提出、証明書の発行等を行うこと。
 - ・雇用関係助成金の支給に関し、労働局、公共職業安定所の求めに応じて、必要な報告、文書の提出又は労働局等への出頭を行うこと。 などの項目に同意していただく必要があります。

- (注2) 職業安定法第33条の2の規定により厚生労働大臣に届出を行い無料の職業紹介事業を行う者又は船員職業安定法第40条第1項の規定により無料の船員職業紹介事業を行う者(学校等)は最寄りの公共職業安定所に「雇用関係助成金の取扱いに係る同意書」を提出してください。

同意書受理通知書及び標識の交付

「雇用関係助成金の取扱いに係る同意書受理通知書」及び「雇用関係助成金に関する取扱いを行う者である旨を示す標識」が都道府県労働局長から交付されます。

なお、雇用給付金に係る標識は緑色の標識、また再就職給付金に係る標識はオレンジ色の標識が交付されます。

標識の掲示

上記の標識を雇用関係助成金に係る取扱いを行う各事業所の見やすい場所に掲示してください。

有効期間

厚生労働大臣の許可を受けて職業紹介事業を行う者は、許可の満了する日までの期間内で希望する期間です。

また、厚生労働大臣に届出を行って職業紹介事業を行う者及び国土交通大臣の許可を受けて又は国土交通大臣に届出を行って無料の船員職業紹介事業を行う者は有効期間を定めません。

- (注意) 雇用関係助成金の支給に関し、自ら不正な行為を行い、又は関係者の不正行為を助長した場合及び同意事項を適切に履行しない場合には、上記の有効期間内であっても、同意書受理通知書及び標識を返還していただくこととなります。

様式、添付書類など詳しくは、長崎労働局・職業対策課(095-801-0042)へお問い合わせください。